行における巡航高度を飛行する時間の十五パーセントに相当する時間を飛行することができる燃料の量又は巡航高度で二時間飛行することができる燃料の量のうちいずれか少ない燃料の量並びに不測の事態を考慮して国土交通大臣が告示で定める燃料の量を加えた量）

二　着陸地までの航路上の地点を経由して当該地点において発動機が不作動の場合又は飛行機の与圧を維持する機能が損なわれた場合に着陸に適した空港等までの飛行を終わるまでに要する燃料の量のうち最も多い量に、当該空港等の上空四百五十メートルの高度で十五分間待機することができる燃料の量を加えた量

（指定本邦航空運送事業者の指定の申請）

第百六十四条の四　（略）

2　（略）

3　前項の訓練及び審査規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる事項に係る記録に関する事項

（指定本邦航空運送事業者の指定基準）

第百六十四条の五　法第七十二条第五項の指定本邦航空運送事業者の指定は、次に掲げる基準に適合するものについて行う。

一・二　（略）

三　機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練の課目、時間その他の訓練方法が適切なものであること。

四・五　（略）

六　法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査の内容及び評価基準が国土交通大臣が行う法第七十二条第一項の認定並びに同条第二項及び第三項の審査の内容及び評価基準と同一のものであることその他の機長又は査察操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかを適切に確認できるものであること。

七　前条第三項第三号の事項が適切に定められていること。

第百六十四条の六　（略）

2　（略）

3　指定本邦航空運送事業者が法第七十二条第六項の規定により同条第二項の規定に準じて行う審査は、十八月に一回以上の適切な頻度で行うものとする。

第百六十四条の十一　国土交通大臣は、査察操縦士が第百六十四条の九に規定する要件を備えているかどうかについて、十八月に一回以上の適切な頻度で審査するものとする。

2　（略）

（指定本邦航空運送事業者の指定の申請）

第百六十四条の四　（略）

2　（略）

3　前項の訓練及び審査規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一・二　（略）

三　前二号に掲げる事項に係る記録の作成及び保存の方法

（指定本邦航空運送事業者の指定基準）

第百六十四条の五　法第七十二条第五項の指定本邦航空運送事業者の指定は、次に掲げる基準に適合するものについて行う。

一・二　（略）

三　機長候補者及び査察操縦士候補者の訓練の課目、時間その他訓練方法が適切なものであること。

四・五　（略）

六　法第七十二条第五項の認定及び同条第六項の審査の内容及び評価基準が国土交通大臣が行う法第七十二条第一項の認定並びに同条第二項及び第三項の審査の内容及び評価基準に準じたものであること。

七　関係記録の作成及び保存の方法が適切なものであること。

第百六十四条の六　（略）

2　（略）

3　第百六十四条の二第一項の規定は、指定本邦航空運送事業者が法第七十二条第六項の規定により同条第二項の規定に準じて行う審査について準用する。

第百六十四条の十一　国土交通大臣は、査察操縦士が第百六十四条の九に規定する要件を備えているかどうかを毎年一回審査するものとする。

2　（略）